

令和7年度都留市職員採用試験案内

都留市役所総務部総務課

受付期間 令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金）

第1次試験 令和7年5月25日（日）

1 試験職種及び採用予定人員、受験資格等

| 試験区分 | 試験職種 | 採用予定人員 | 受験資格 |
|------|-----------------|--------|---|
| 上級 | 行政職 | 5名程度 | 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業（令和8年3月卒業見込みを含む）以上、またはこれと同等以上の資格を有する者 |
| 上級 | 行政職 （社会人枠） | | 昭和51年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、大学を卒業以上、またはこれと同等以上の資格を有し、直近の7年間で5年以上、正規雇用職員として他の公官庁もしくは民間企業等に勤務した経験のある者 |
| 初級 | 行政職 （社会人枠） | | 昭和51年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、高等学校を卒業以上、またはこれと同等以上の資格を有し、直近の7年間で5年以上、正規雇用職員として他の公官庁もしくは民間企業等に勤務した経験のある者 |
| 上級 | 行政職 （建築） | 若干名 | 昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ・大学（建築に関する課程）を卒業（令和8年3月卒業見込みを含む）以上、またはこれと同等以上の資格を有する者 ・大学（建築以外の課程）を卒業（令和8年3月卒業見込みを含む）以上で、一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士（1級）のいずれかの資格を有する者 ・高等学校を卒業以上かつ建築に関する職種の社会人経験が5年以上で、一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士（1級）のいずれかの資格を有する者 |
| 上級 | 行政職 （土木） | 若干名 | 昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ・大学（土木に関する課程）を卒業（令和8年3月卒業見込みを含む）以上、またはこれと同等以上の資格を有する者 ・大学（土木以外の課程）を卒業（令和8年3月卒業見込みを含む）以上で、土木施工管理技士（1級または2級）の資格を有する者 ・高等学校を卒業以上かつ土木に関する職種の社会人経験が5年以上で、土木施工管理技士（1級または2級）の資格を有する者 |
| 上級 | 行政職 （社会福祉士） | 若干名 | 昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者（令和8年3月までに免許取得見込みを含む） |
| 上級 | 看護、保健職 （保健師） | 若干名 | 昭和51年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、保健師の免許を有する者（令和8年3月までに免許取得見込みを含む） |

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

①日本国籍を有しない者

②地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・都留市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日時及び試験場所

| 区分 | 試験日時 | 試験場所 |
|----------------------|---|-----------|
| 第1次試験 | 令和7年5月25日(日) (受付時間) 午前8時45分～午前9時15分 (受付場所) 都留市役所1階ロビー | 都留市役所 本庁舎 |
| 第2次試験 (1次試験合格者のみ) | 令和7年6月下旬を予定 (詳細及び日程は合格通知書の中でお知らせします。) | |
| 第3次試験 (2次試験合格者のみ) | 令和7年7月下旬を予定 | |

3 試験方法

(1) 第1次試験

| 試験職種 | 試験科目及び検査 | 試験及び検査内容 |
|------|----------|---|
| 全職種 | SPI適性検査 | 企業人の職務に共通して求められる基礎的な能力の測定(70分)、職務行動に関連する性格的な特徴の測定(40分)【能力検査・性格検査】 |

※試験区分(上級・初級)により内容が異なります。

(2) 第2次試験(第1次試験合格者のみ対象)

| 試験職種 | 試験科目 | 試験内容 |
|------|-------|---|
| 全職種 | 作文試験 | 文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験(800字/90分) |
| | 面接試験等 | 個別面接等 |

(3) 第3次試験(第2次試験合格者のみ対象)

| 試験職種 | 試験科目 | 試験内容 |
|------|-------|-------|
| 全職種 | 面接試験等 | 個別面接等 |

4 合格発表

| | | |
|-----------|-----------------------------|---|
| 第1次試験合格発表 | 6月上旬 | 結果については、受験者全員に書面で通知します。 ※電話でのお問い合わせには応じておりません。 |
| 第2次試験合格発表 | 7月上旬 | |
| 最終合格発表 | 8月上旬 | |
| 採用予定日 | 令和8年4月1日(※採用時期の繰上げについては応相談) | |

5 試験結果の開示

採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-----|----------|----------|------------|--------|
| 全試験 | 不合格者 | 総合得点及び順位 | 合格発表日から1月間 | 総務部総務課 |

6 採用までの流れ

合格者は、都留市職員採用候補者名簿に登載された後、その中から採用者が決定します。（辞退者等を考慮し、最終合格者が採用予定人員よりも多く決定した場合など、最終合格をしても採用されない場合があります。）

なお、この採用候補者名簿の有効期間は1年です。

7 採用後の給与等

採用試験に合格し採用される者の初任給は、行政職（上級）の場合220,000円、行政職（初級）の場合188,000円、看護、保健職（保健師）の場合255,400円となります。

（令和7年4月1日現在）

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算されます。

また、採用される職種、試験区分により、初任給が若干異なる場合があります。

8 受験申込方法

持参又は郵送で申し込む場合

| | |
|---------|---|
| 申込方法 | 試験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、都留市総務部総務課に持参するか、郵送してください。 ※ 郵送で申し込む場合は、受験票部分に 85円切手 をはり、封筒の表に「 採用試験受験 」と朱書きし、必ず 書留郵便 で申し込んでください。 |
| 申込先 | 都留市総務部総務課 〒402-8501 都留市上谷一丁目1番1号 TEL 0554-43-1111（内線207） |
| 受付期間 | 令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金） （土曜日・日曜日及び祝日を除く） 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 ※郵送の場合は、5月9日の締切日までに到着したものに限り受け付けます。 |
| 受験票の交付等 | 受験票は、持参で申し込む場合、申込時に交付します。郵送で申し込む場合は、受付後2～3日中に郵送します。受験票が到着しない場合は、必ずお問合せください。 受験票の交付を受けたら、申し込み前6月以内に撮影した写真（タテ6cm・ヨコ5cm、上半身（胸から上）、脱帽正面向き）を受験票に貼り、試験当日必ず持参してください。 受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。 |

～～～注意事項～～～

- ・複数の試験職種の申し込みはできません。
- ・受付期間終了後の試験職種の変更は認めません。
- ・採用予定人員に関わらず、試験成績が一定の水準に達する者がいない場合には、合格者なしとすることがあります。
- ・試験当日、受付時間に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の遅れ等によるやむを得ない事由がある場合は、遅延証明書を確認したうえで受験を認める場合があります。
- ・体調不良等による再試験は予定していません。
- ・万一試験中に体調がすぐれない場合は、他の受験者を考慮し、別室で試験を受けていただく場合があります。
- ・天災等により、試験日程を変更する場合は都留市ホームページでお知らせします。
- ・試験当日は、受験票に必ず写真を貼り、持参してください。写真のない者は受験できません。
- ・携帯電話及び電子機器等については、試験中の使用（時計代わりの使用も含む。）は認めません。
- ・試験当日は、受験票、筆記具、消しゴム及び鉛筆削りを持参してください。

（解答を機械で読み取るため、鉛筆の濃さはHB等の濃いものとし、先が細いものやボールペンなどの書き直しのできないものは使用不可とします。また、砂消しなど紙を破損するおそれのあるものは使用不可とします。）